

令和 7 年度浅川町障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

令和 7 年 6 月 2 7 日

1 趣旨

障がい者就労施設等の受注の機会を確保するため、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第 9 条の規定を踏まえ、障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達をより一層推進する。

2 調達の対象となる障害者就労施設等

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく事業所等
 - ① 障がい者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - ② 地域活動支援センター
 - ③ 生活介護事業所
 - ④ 就労移行支援事業所
 - ⑤ 就労継続支援事業所（A 型、B 型）
- (2) 「障害者基本法」に基づく国、地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 「障害者優先調達推進法」の政令に基づく事業所
 - ① 「障害者の雇用の促進等に関する法律」上の特例子会社
 - ② 重度障がい者多数雇用事業所

（要 件）

 - ・ 障がい者の雇用者数が 5 人以上
 - ・ 障がい者の割合が従業員の 2 0 % 以上
 - ・ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が 3 0 % 以上
- (4) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく在宅就業障がい者、在宅就業支援団体

3 調達方針の適用範囲

この調達方針は、町の全ての機関に適用する。

なお、物品等の調達にあたっては、下記の物品・役務の品目分類を参考とする。

種別	品目	具体例
物品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用品、用紙、封筒等
	② 食料品	パン、弁当等
	③ 小物雑貨	衣服、食器類、木工品等
	④ その他の物品	家具等上記以外の物品
役務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット等
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ等
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理等
	④ 情報処理、テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング等
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店等
	⑥ その他の役務	仕分け、発送、袋詰等上記以外の役務

4 調達推進方法

(1) 情報提供体制等の整備

障がい者就労施設等が提供可能な物品等については、ホームページや庁舎内のグループウェアを通じて各課等に情報提供を行う。また、本方針の担当窓口となる保健福祉課において、各課等からの問い合わせへの対応を行い、必要に応じて、各課等による会議を開催する等調達の推進に向けた連絡調整を行う。

(2) 県との連携

県から提供される障がい者就労施設等から提供可能な物品等についての情報を活用し、障がい者就労施設等からの調達をより一層推進する。

(3) 共同受注窓口の活用

生産能力や納期の関係で単独の障害福祉サービス事業所では需要に応じることができない場合は、共同受注窓口である「※福島県授産事業振興会」を積極的に活用する。

※ 県内の障がい者就労施設等を利用する人々の生活処遇を高めるため、自主、委託生産及び販売にわたる共同受注・発注等に取り組んでいる団体。

(4) 障がい者就労施設等との協働

障がい者就労施設等に対して町が必要とする物品等の情報を提供するとともに、物品等の質の確保や品目等の拡大等、調達の推進に向けた取組を促進する。また、障がい者就労施設等への発注に当たっては、納期、納入条件等について適切な配慮を行うよう努めるものとする。

(5) 障害者優先調達推進法等の周知

職員一人一人が物品等の調達に際して障がい者就労施設からの調達を心掛けられるよう、障害者優先調達推進法等についての周知徹底を図る。

5 調達目標

令和6年度実績	令和7年度目標
152,600 円	170,000 円

物品及び役務の種別毎に、前年度の実績を上回るよう努めることを目標とする。

6 調達実績の公表

調達実績については、年度終了後に町ホームページにおいて公表する。

7 その他

(1) 町と業務委託契約を締結している相手方、管理運営費補助金の交付先等に対しても、施設等からの物品等の調達について理解と協力を求める。

(2) 職員等の私的購入等における配慮について、庁舎内等での販売の受入を積極的に行い、職員等個人としても積極的に購入するよう心掛ける。

(3) 調達方針については、調達の実績等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。